

# 成人健康診査で病気を早期発見

対象となる人には受診票を送付します



成人健康診査は、がんや歯周病などの早期発見を目的としています。年1回の健康診査で病気を早期発見し、あなたの健康を守りましょう。

**時** 6月15日(月)～10月31日(土)

**対** 4月1日時点で市に住民登録がある人

**個人負担金** ▶ 受診券か同封の一覧表、市公式ウェブサイトをご確認ください。

**持** 受診票、健康保険証、クーポン券（対象者のみ別送）、個人負担金

**他** ● 検診後の健康相談や歯科相談などの無料事後相談を行っています。健康推進課に予約してください。

● 実施医療機関によっては、検診日程が変更になっている場合があります。事前に確認して受診してください。

## 対象の人は受診しましょう

| 健康診査種別                     | 対象年齢                |
|----------------------------|---------------------|
| 肝炎ウイルス                     | 40歳以上<br>(過去に未受診の人) |
| 前立腺がん検診                    | 50歳以上               |
| 大腸がん検診                     | 40歳以上               |
| 肺がん検診<br>(レントゲンのみ)         | 40歳以上               |
| 乳がん検診※1                    | ①40歳～49歳            |
| ①マンモグラフィ2方向<br>②マンモグラフィ1方向 | ②50歳以上              |
| 子宮頸がん検診                    | 20歳以上               |
| 胃がんバリウム検査                  | 35歳以上               |

※1 ▶ 前年度受診していない人に限ります。本年度クーポン対象者は受診できます。

## 新型コロナウイルス感染防止のため中止・延期の検診

**中止** ▶ 胃がん内視鏡検査（バリウム検査は実施）、肺がん喀痰検査（胸部レントゲンは実施）

**延期** ▶ 成人歯周疾患検診（当面の間）

**健康推進課** 992-5711

# 令和2年度市民税・県民税

6/12(金)に納税通知書を送付します



市民税・県民税は、毎年1月1日現在の住所地の市で課税しています。納税通知書が届きましたら、課税の内容を確認してください。会社に勤めている人は、6月から給与天引きが始まります。

## 2019年中の所得に対して課税

本年度の市民税・県民税の額は、2019年中の所得に基づいて決定します。非課税の人には納税通知書は発送しません。

## 第1期の納期限は6月30日(火)

年税額を4期に分けて課税しています。各納期限までに納めてください。口座振替の場合は、各納期限の日に引き落としを行います。新たに口座振替を希望する人は、納税通知書の最終ページにつづられている口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、税務課または金融機関へ提出してください。

**納期限** / 第1期 ▶ 6月30日(火)

第2期 ▶ 8月31日(月)

第3期 ▶ 11月2日(月)

第4期 ▶ 令和3年2月1日(月)

## 会社に勤めている人は給与から天引き

会社に勤めている人の市民税・県民税は、原則給与から天引きされます。会社から配られる「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定（変更）通知書」を確認してください。

新たに就職した人は、納期限までに会社へ給与天引きを依頼すると給与天引きができます。会社に納税通知書を提出し、相談してください。 ※給与天引きができるかは、会社によって異なります。

## 新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な人

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し納期限までの納付が困難な人は、納期限までに税務課へご相談ください。

**税務課** 995-1810